

4. 2. 3 兵庫県モデル地域

兵庫県モデル地域においては、新潟県同様山間部で移動時間の短縮が難しいため、市町の行政区域枠を越えた管理区域の設定をすることができなかった。その結果、現状と同一の16箇所の管理拠点となった。

具体的には、各市町とも合併前の区域を担当する管理拠点を設置しており、その管理区域の施設への移動時間が「浄水場」30分、「水源」等60分以内であるため、現状のままとした。

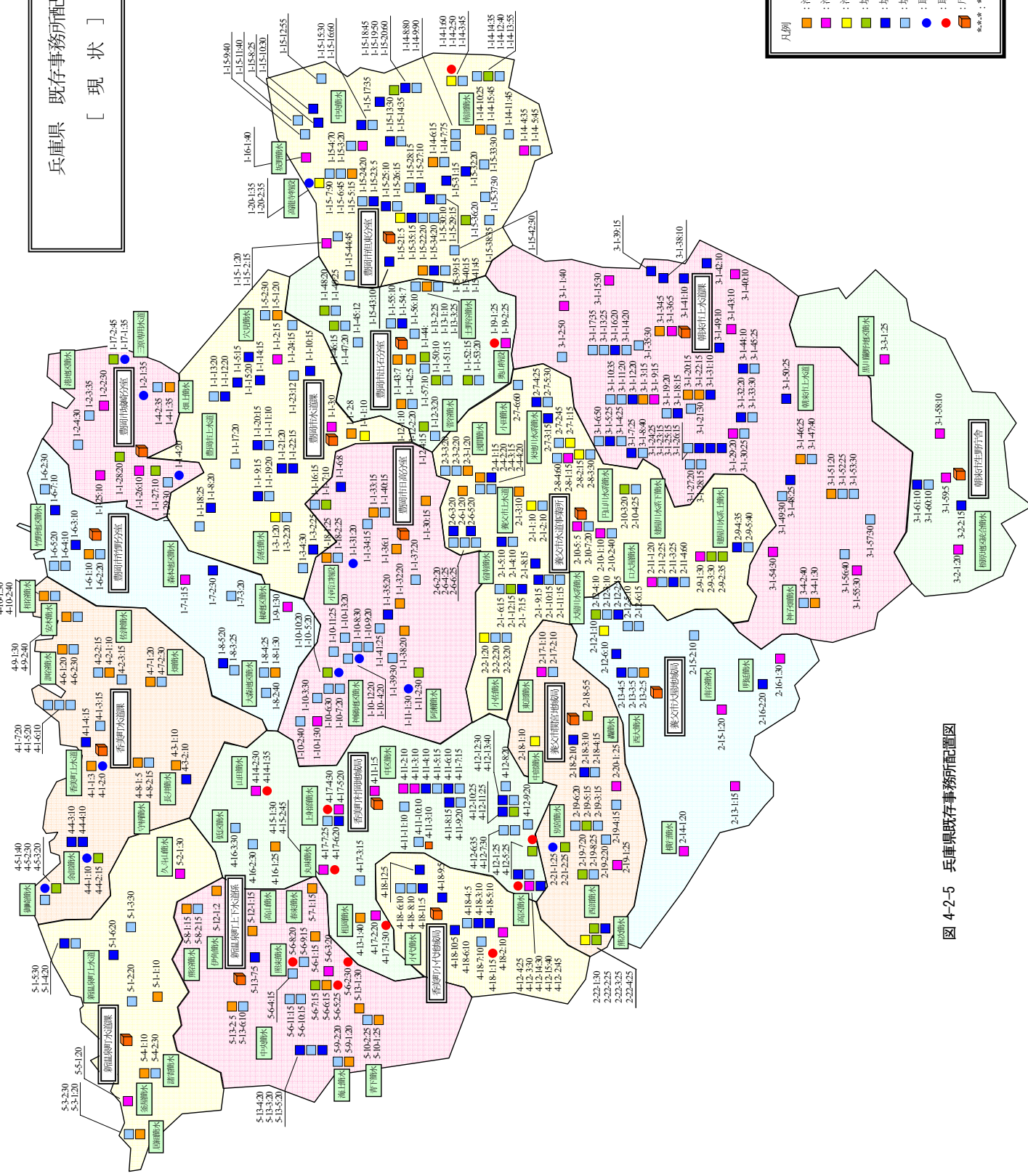
設定した管理区域一覧を表4-2-3、既存事務所配置図を図4-2-5、検討した管理拠点配置図を図4-2-6に示す。

表 4-2-3 兵庫県管理区域一覧

	区 域	管理エリア	管理拠点
兵庫県	兵庫 A 区域	豊岡市豊岡水道課地区	豊岡市佐野浄水場
	兵庫 B 区域	豊岡市城崎地区	豊岡市城崎分室
	兵庫 C 区域	豊岡市竹野地区	豊岡市竹野分室
	兵庫 D 区域	豊岡市日高地区	豊岡市日高分室
	兵庫 E 区域	豊岡市出石地区	豊岡市出石分室
	兵庫 F 区域	豊岡市但東地区	豊岡市但東分室
	兵庫 G 区域	養父市養父地区	養父市水道事業所
	兵庫 H 区域	養父市大屋地区	養父市大屋地域局
	兵庫 I 区域	養父市関宮地区	養父市関宮地域局
	兵庫 J 区域	朝来市上水道課地区	朝来市山東庁舎
	兵庫 K 区域	朝来市生野地区	朝来市生野庁舎
	兵庫 L 区域	香美町水道課地区	香美町水道課（本庁）
	兵庫 M 区域	香美町村岡地区	香美町村岡地域局
	兵庫 N 区域	香美町小代地区	香美町小代地域局
	兵庫 O 区域	新温泉町水道課地区	新温泉町水道課（本庁）
	兵庫 P 区域	新温泉町上下水道係地区	新温泉町温泉総合支所

兵庫県 既存事務所配置図

[現 状]



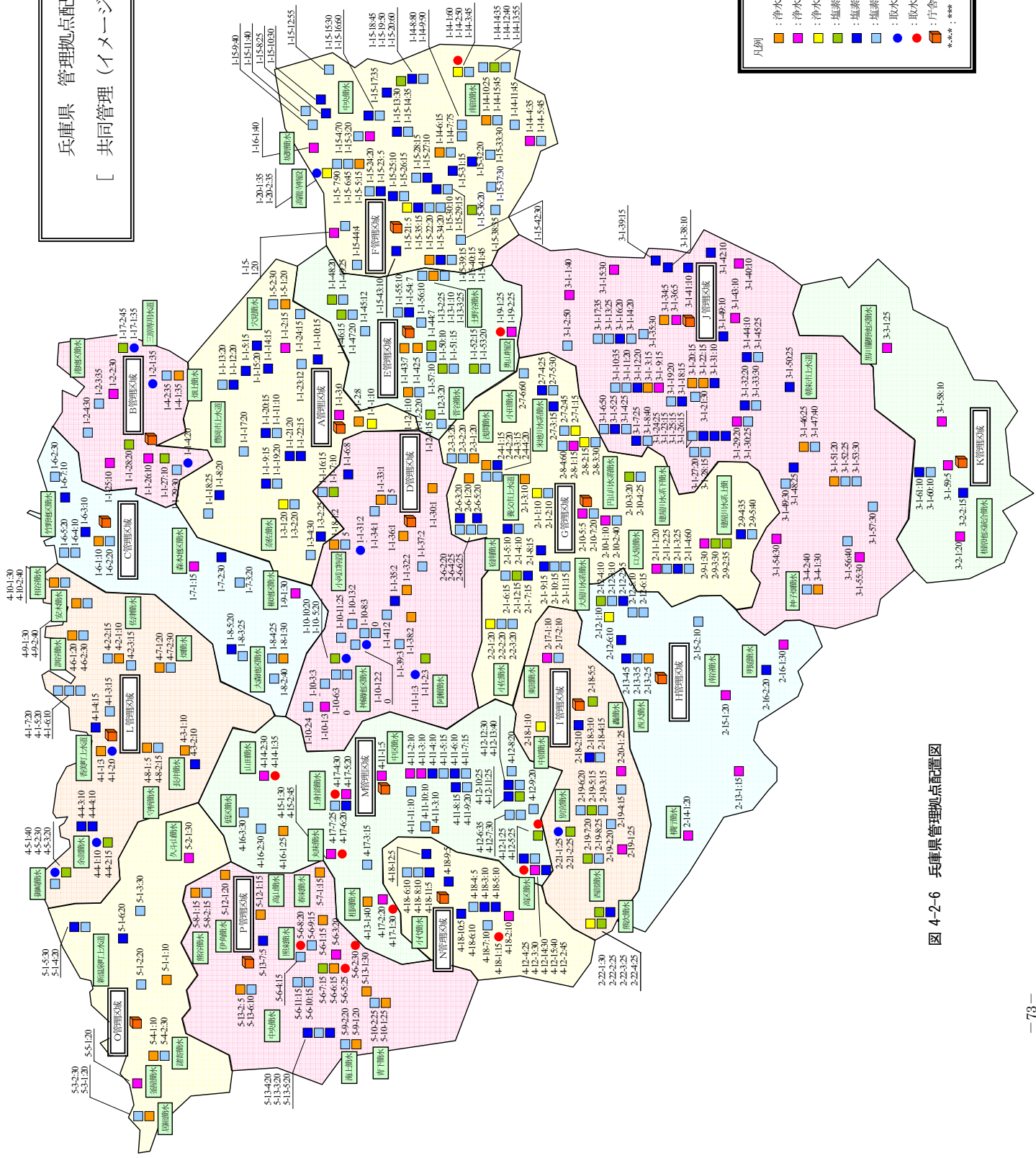
凡例

- : 浄水場タイプI
- : 浄水場タイプII
- : 浄水場タイプIII
- : 施設注入有施設
- : 施設注入無ポンプ場等
- : 取水場(ポンプ有)
- : 取水場(ポンプ無)
- *** : 庁舎等管理拠点
- : 施設番号・移動時期

図 4-2-5 兵庫県既存事務所配置図

兵庫県 管理拠点配置図

[共同管理 (イメージ図)]



凡例

- : 浄水場タイプI
- : 浄水場タイプII
- : 浄水場タイプIII
- : 塩素注入有施設
- : 塩素注入無ポンプ場等
- : 塩素注入無ポンプ施設
- : 取水観測ポンプ有
- : 取水観測ポンプ無
- : 庁舎等管理拠点
- : 施設番号: 移則期間

図 4-2-6 兵庫県管理拠点配置図